

（仮称）国見風力発電事業

○環境影響評価方法書

内 容

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第 2 章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.2 対象事業の内容

2.2.1 特定対象事業の名称

2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

2.2.4 対象事業区域

2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

3.1.2 水環境の状況

3.1.3 土壌及び地盤の状況

3.1.4 地形及び地質の状況

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.2 土地利用の状況

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.4 交通の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

3.2.7 廃棄物の状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

- 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果
 - 4.1.1 計画段階配慮事項の選定
 - 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由
- 4.2 調査、予測及び評価の手法
- 4.3 調査、予測及び評価の結果
 - 4.3.1 騒音及び超低周波音
 - 4.3.2 風車の影
 - 4.3.3 動物
 - 4.3.4 植物
 - 4.3.5 生態系
 - 4.3.6 景観
 - 4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

- 5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見
- 5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

- 6.1 環境影響評価の項目の選定
 - 6.1.1 環境影響評価の項目
 - 6.1.2 選定の理由
- 6.2 調査、予測及び評価の手法の選定
 - 6.2.1 調査、予測及び評価の手法
 - 6.2.2 選定の理由
 - 6.2.3 専門家等からの意見の概要

第7章 その他環境省令で定める事項

- 7.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、事業者の見解
 - 7.1.1 配慮書についての福井県知事の意見及び事業者の見解
 - 7.1.2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解
- 7.2 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
 - 7.2.1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果
 - 7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地